

## Ⅱ 決算から区財政の状況をお示しします

日本の官庁会計制度は、明治 22 年に当時のプロイセンからカメラル式簿記（単式簿記・現金主義会計）が導入されたことが起源とされています。現在、欧米の各国では、行財政の効率化や世代間負担の公平性などをより精緻に分析できるよう、複式簿記・発生主義会計の導入が進められています。

日本の地方自治体においても、住民の信頼と理解のもとに地方分権を推進していくため、不断の行財政改革を行いながら、バランスシートや行政コスト計算書の活用を一層進めるとともに、第三セクターなどを含めた連結バランスシートの作成・公表に向けた「地方公会計改革」の取り組みが推進されています。

平成 26 年 4 月、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が報告書を取りまとめ、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。また、平成 27 年 1 月、総務省が「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめ、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間ですべての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を作成することとされています。

大田区は、効率的・効果的な区政運営の推進等により、これまで堅実な財政運営を実現してきました。しかし、中長期的な視点で将来を見据えると、少子高齢化の一層の進行や、老朽化した公共施設の更新時期が集中することなど、区財政は、多くの圧迫要因を抱えています。こうした状況を踏まえ、短期的な収支均衡だけでなく、将来の人口構成の変化を見据え、安定した行政サービスを提供できる持続可能な財政運営を行っていくことが極めて重要です。

こうした時代を迎え、行財政における自主・自律性を一層確かなものとするため、さらなる行財政改革を進めていきます。社会経済状況の変化に機動的に対応し、経営改革を推進し、時代に即した良質な行政サービスを区民に提供していきます。

## Ⅱ－1 普通会計決算等による区財政の状況(平成 27 年度決算)

### 1 普通会計決算でみる区財政の状況

#### (1) 決算規模

- 平成 27 年度普通会計決算の歳入総額は 2,542 億 6,153 万円、歳出総額は 2,416 億 1,805 万円で、形式収支※2 は 126 億 4,348 万円の黒字となり、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支※3 は 105 億 7,918 万円となりました。

#### 普通会計の平成 27 年度収支状況

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成26年度	増減額	増減率
歳入総額 (A)	254,261,532	251,467,086	2,794,446	1.1%
歳出総額 (B)	241,618,051	239,607,142	2,010,909	0.8%
形式収支 (C) = (A) - (B)	12,643,481	11,859,944	783,537	6.6%
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	2,064,305	1,204,630	859,675	71.4%
実質収支 (C) - (D)	10,579,176	10,655,314	△ 76,138	△0.7%
標準財政規模※4	160,750,609	152,039,902	—	—
実質収支比率※5	6.6%	7.0%	—	—

**【用語解説】形式収支※2**

歳入総額から歳出総額を引いた現金ベースでの収支の結果です。

**【用語解説】実質収支※3**

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算の剰余金です。

**【用語解説】標準財政規模※4**

一般財源（特別区税、特別区交付金等）を基礎として、その地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

**【用語解説】実質収支比率※5**

実質収支が、標準財政規模に対してどの程度になるかをあらわす指標です。

## (2) 歳入・歳出の主な特徴

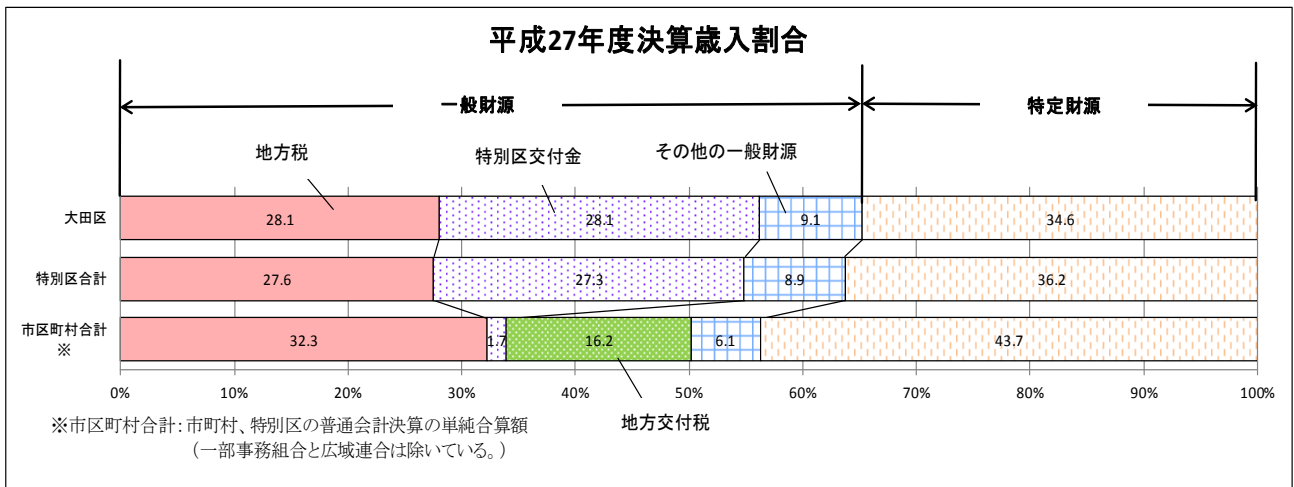
### ① 歳入

(単位：千円、%)

区分	平成27年度				平成26年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
特別区税	71,569,584	28.1	977,440	1.4	70,592,144
特別区民税	65,927,793	25.9	1,098,344	1.7	64,829,449
特別区交付金	71,553,722	28.1	226,512	0.3	71,327,210
その他	23,062,862	9.1	6,959,779	43.2	16,103,083
一般財源計	166,186,168	65.4	8,163,731	5.2	158,022,437
国庫支出金	46,722,432	18.4	1,148,424	2.5	45,574,008
都支出金	16,613,700	6.5	1,560,672	10.4	15,053,028
繰入金	896,126	0.4	△ 6,935,606	△ 88.6	7,831,732
財政基金繰入金	0	0.0	△ 2,256,327	皆減	2,256,327
特別区債	400,000	0.2	△ 1,400,000	△ 77.8	1,800,000
その他	23,443,106	9.2	257,225	1.1	23,185,881
特定財源計	88,075,364	34.6	△ 5,369,285	△ 5.7	93,444,649
合 計	254,261,532	100.0	2,794,446	1.1	251,467,086

- 平成27年度の歳入総額は、2,542億6,153万2千円で、前年度比1.1%、27億9,444万6千円の増となりました。
- 特別区税は、納税義務者数の増加による特別区民税の増などにより、前年度比1.4%、10億円の増となりました。
- 特別区交付金は、固定資産税の増などにより、前年度比0.3%、2億円の増となりました。
- その他の一般財源は、地方消費税交付金の増などにより、前年度比43.2%、70億円の増となりました。
- 繰入金は、財政基金からの繰入れを行わなかったことなどから、前年度比88.6%、69億円の減となりました。
- 特別区債は、財政状況や将来にわたる財政負担等を考慮し、前年度比77.8%、14億円の減となりました。

◇平成27年度歳入決算の特徴



- 特に市区町村合計と比べ一般財源の割合が高くなっています。なお、市区町村合計と比べると、地方税の割合が低くなっていますが、これは一般には市町村税である市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税（調整三税）及び都市計画税が、特別区では都税として徴収されているためです。
- 特別区交付金は、調整三税を原資として交付されるものです。地方税と特別区交付金の合計額によって市区町村合計と比較した場合、突出して大きな割合を占めていることが分かります。
- 大田区を含め特別区は地方交付税の不交付団体であるため、地方交付税の歳入はありません。
- その他の一般財源は、主に地方消費税交付金が多いことから、割合が高くなっています。
- 特定財源は、主に地方債による歳入が少ないことから、特別区合計や市区町村合計と比べて割合が低くなっています。

## ② 歳出（性質別）

（単位：千円、％）

区分	平成27年度				平成26年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
人件費	42,173,458	17.5	△ 432,660	△ 1.0	42,606,118
扶助費	82,748,265	34.2	5,103,933	6.6	77,644,332
公債費	5,387,322	2.2	△ 1,765,141	△ 24.7	7,152,463
義務的経費計	130,309,045	53.9	2,906,132	2.3	127,402,913
普通建設事業費	26,207,840	10.8	△ 367,180	△ 1.4	26,575,020
補助事業費	9,051,036	3.7	2,205,237	32.2	6,845,799
単独事業費	17,156,804	7.1	△ 2,572,417	△ 13.0	19,729,221
投資的経費計	26,207,840	10.8	△ 367,180	△ 1.4	26,575,020
物件費	36,042,458	14.9	1,169,001	3.4	34,873,457
積立金	6,198,860	2.6	△ 2,526,731	△ 29.0	8,725,591
繰出金	24,304,962	10.1	1,405,035	6.1	22,899,927
その他	18,554,886	7.7	△ 575,348	△ 3.0	19,130,234
その他経費計	85,101,166	35.2	△ 528,043	△ 0.6	85,629,209
合計	241,618,051	100.0	2,010,909	0.8	239,607,142

- 平成27年度の歳出総額は、2,416億1,805万1千円で、前年度比0.8%、20億1,090万9千円の増となりました。
- 扶助費は、保育園入所者運営費や介護給付費・訓練等給付費、生活保護費の増などにより、前年度比6.6%、51億円の増となりました。
- 公債費は、特別区債発行の抑制や順調な償還により前年度比24.7%、18億円の減となりました。
- 普通建設事業費は、補助事業では都市計画公園の用地の購入や学校改築などで増となった一方、単独事業では伊豆高原学園の再整備が終了したことなどにより減となり、合わせて前年度比1.4%、4億円の減となりました。
- 積立金は、公共施設整備資金積立基金への積立ての減などにより、前年度比29.0%、25億円の減となりました。

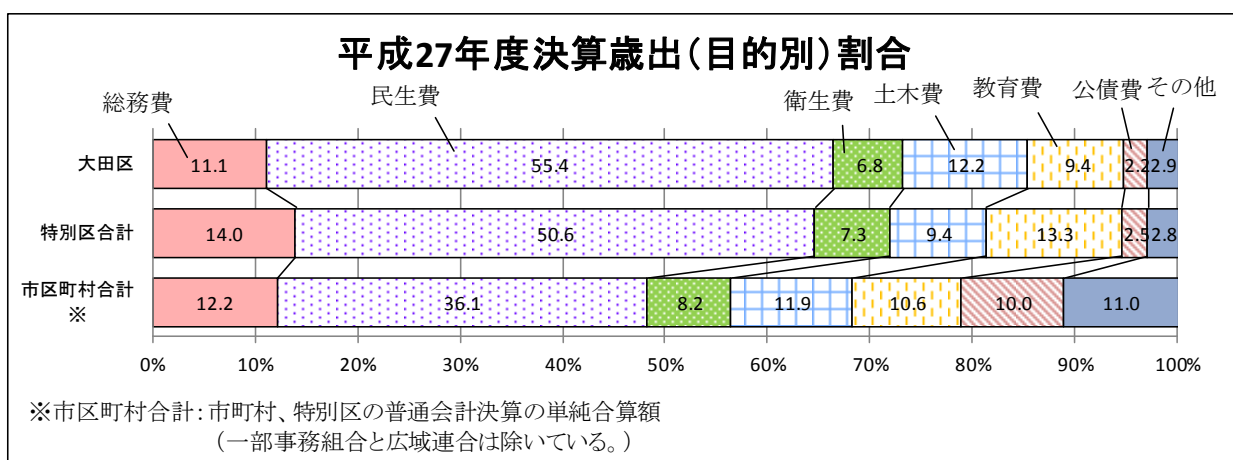
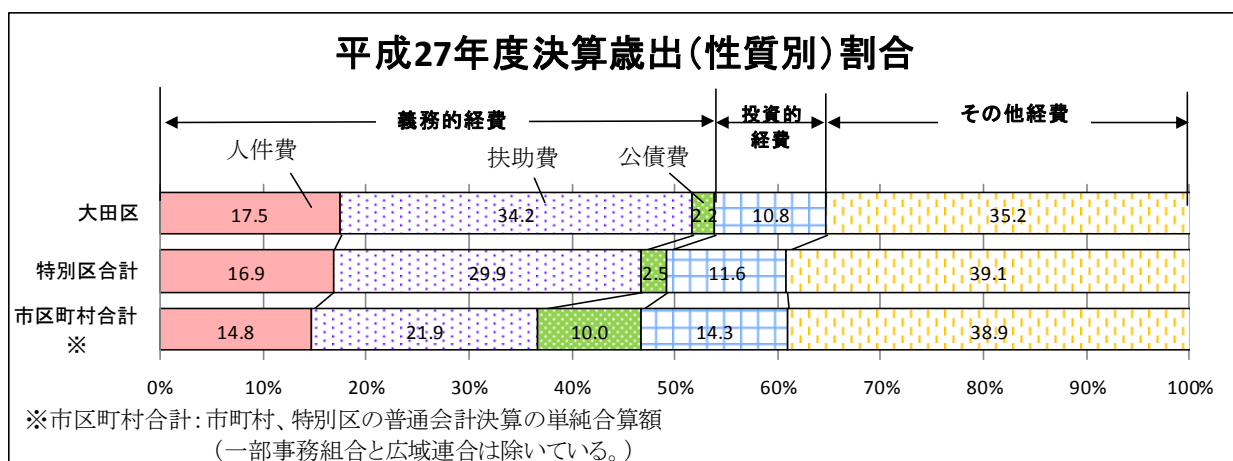
## ③ 歳出（目的別）

(単位：千円、%)

区分	平成27年度				平成26年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
総務費	26,910,062	11.1	△ 1,488,490	△ 5.2	28,398,552
民生費	133,799,977	55.4	4,528,888	3.5	129,271,089
衛生費	16,502,890	6.8	△ 198,124	△ 1.2	16,701,014
土木費	29,368,004	12.2	1,700,485	6.1	27,667,519
教育費	22,631,670	9.4	△ 1,520,643	△ 6.3	24,152,313
公債費	5,387,817	2.2	△ 1,765,326	△ 24.7	7,153,143
その他	7,017,631	2.9	754,119	12.0	6,263,512
合計	241,618,051	100.0	2,010,909	0.8	239,607,142

- 総務費は、公共施設整備資金積立基金への積立ての減などにより、前年度比 5.2%、15 億円の減となりました。
- 民生費は、保育園入所者運営費や国民健康保険事業特別会計への繰出金、介護給付費・訓練等給付費の増などにより、前年度比 3.5%、45 億円の増となりました。
- 土木費は、京急関連駅周辺のまちづくりや自転車等駐車場の整備・維持管理等の増などにより、前年度比 6.1%、17 億円の増となりました。
- 教育費は、伊豆高原学園の再整備が終了したことなどにより、前年度比 6.3%、15 億円の減となりました。
- 公債費は、特別区債発行の抑制や順調な償還により前年度比 24.7%、18 億円の減となりました。
- その他は、商工費の商店街活性化推進事業や区内工場立地・操業環境整備助成事業の増などにより、前年度比 12.0%、8 億円の増となりました。

◇平成27年度歳出決算の特徴



- 性質別では扶助費、目的別では民生費の割合が大きくなっています。これは主に児童福祉費と生活保護費の扶助費が多くなっていることが要因です。
- 児童福祉費の扶助費については、保育園入所者に対する給付や乳幼児医療給付、障害児通所支援給付などが主なものです。保育サービス定員は平成28年4月1日時点では前年に比べ556人拡充し、13,436人となっています。
- 生活保護費の扶助費について、平成27年度月平均の被保護人員は16,719人、保護率は23.5%となっています。これは特別区の平均とほぼ同水準、全国平均と比べて高い保護率となっています。
- 公債費は、特別区債の抑制や順調な償還により、特に市区町村合計と比べて割合が小さくなっています。
- 目的別のその他は、主に消防費と農林水産業費が少ないため、市区町村合計と比べて割合が小さくなっています。一般には市町村が行う消防は、特別区においては都が行っていることから歳出額が少なくなっています。



### (3) 歳入に対する制度上の影響について

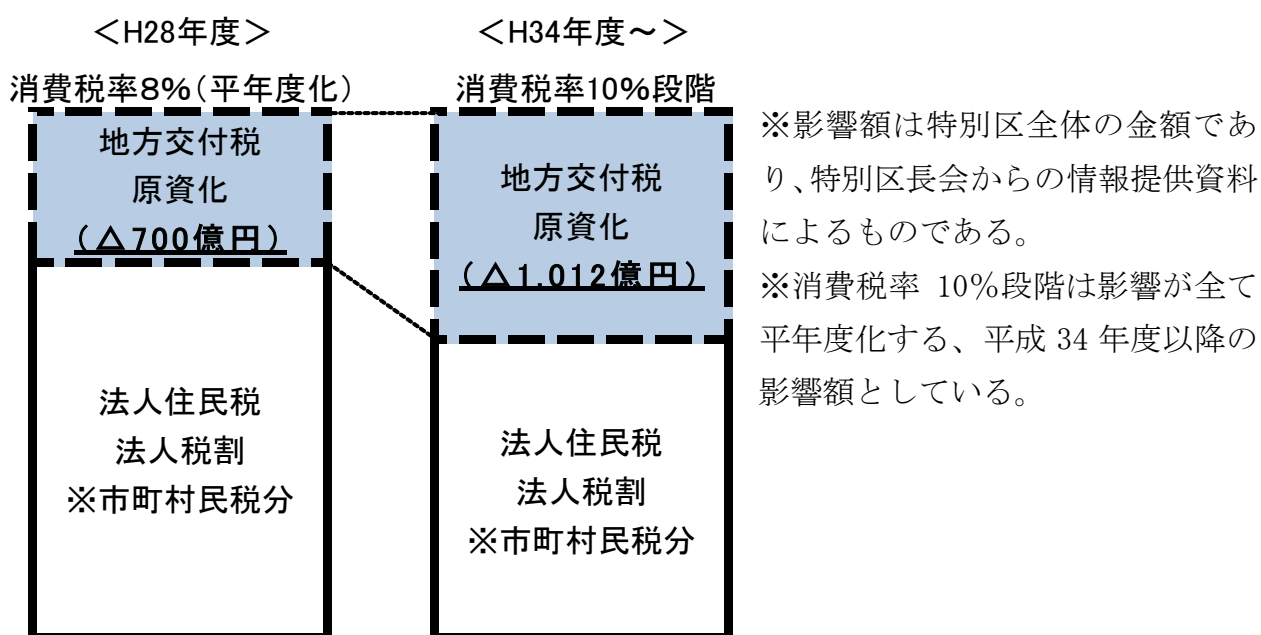
#### ① 消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増

- 平成 26 年 4 月からの消費税率引上げの影響が平年度化したことから、平成 27 年度の地方消費税交付金は前年度比 71 億円の増となりました。
- この消費税率引上げ分の地方消費税収については、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。社会保障施策に要する経費とは年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための経費など、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費とされています。
- 平成 27 年度においては保育園入所者運営費約 54 億円、生活保護費約 344 億円、国民健康保険事業特別会計への繰出金約 103 億円、乳幼児等予防接種約 14 億円などといった経費の区負担分に充てています。

#### ② 法人住民税の一部国税化

- 平成 26 年度税制改正において、自治体間の財源調整の手段として、地方税である法人住民税の一部が国税化され、その全額を地方交付税の原資とする見直しが強行されました。また、平成 28 年度税制改正では、消費税率を 10%に引き上げる段階において法人住民税の国税化が更に拡大されることとなりました。
- 法人住民税は特別区交付金の原資となるものです。平成 27 年度から特別区交付金に影響が生じており、影響額が平年度化する平成 28 年度には特別区全体で 700 億円の影響が想定されています。

#### 【法人住民税国税化の影響額（特別区全体）】



\*平成 26 年度の法人住民税法人税割決算額：6,464 億円



### ③ ふるさと納税の拡大

- 応援したい自治体に寄附を行うふるさと納税を行った場合、ふるさと納税額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されます。つまり、ふるさと納税が行われると、本来大田区に納付されるべき個人住民税が減ってしまうということになります。
- 平成27年度決算では、ふるさと納税による減収額は約1億6,000万円にも及んでいます。
- 平成27年度税制改正においては、特例控除額の上限が引き上げられると共に、従来は控除を受けるために必要であった確定申告を行わずとも、ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで翌年度の控除が受けられる、“ふるさと納税ワンストップ特例制度”が創設されました。
- この制度を活用した場合、国税である所得税から控除される部分についても、地方税である個人住民税から控除されることとなり、地方自治体の減収幅がより大きくなってしまったため、不合理な偏在是正の意味合いを持つ制度となっています。
- ふるさと納税ワンストップ特例制度による手続きの簡略化や特例控除額の上限引き上げ、また返礼品への注目度の高さなどから、平成28年度の減収額は約7億4,000万円にもなることが見込まれており、今後もふるさと納税を行う件数、金額は拡大が予想されます。

#### ◇制度についての問題認識

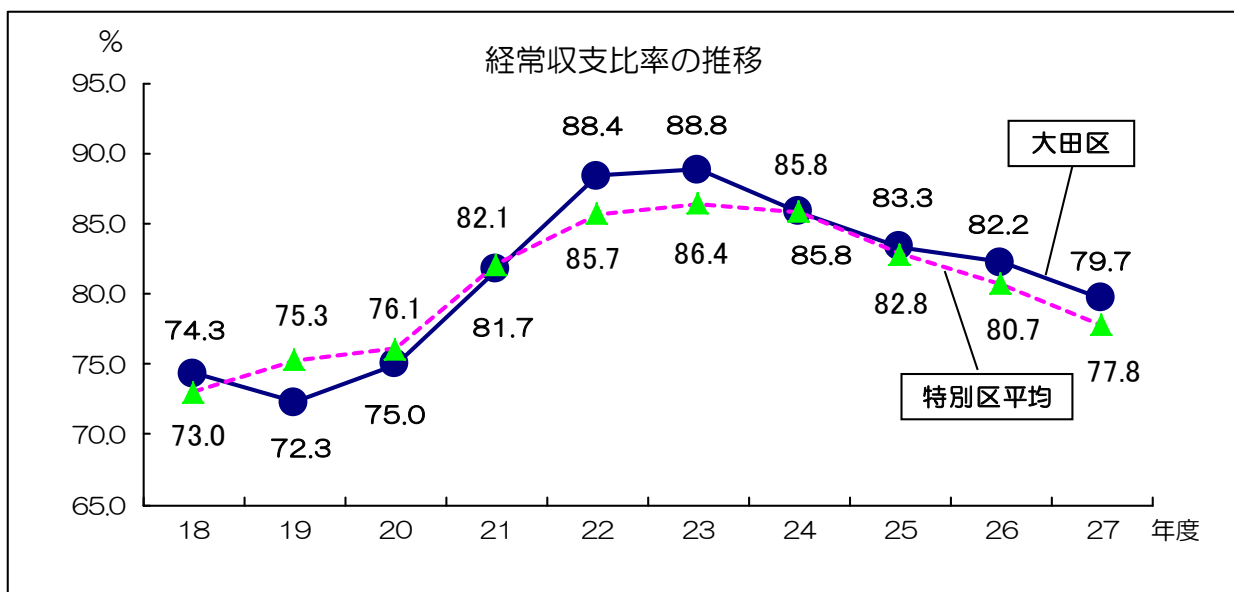
- 住民税は、住民が地方自治体から受ける利益に応じて税負担を求めるといふ、応益負担の性質を持った自治体固有の財源です。
- 法人住民税の一部国税化やふるさと納税のような不合理な偏在是正は、応益課税という地方税の原則を歪めるものであります。さらに、地方税の縮小につながるため、地方分権の流れに大きく逆行するものでもあります。
- また、返礼品を目的とした寄附が多くなっているふるさと納税については、ふるさと納税を行った住民のみが実質的な税負担減の恩恵を受ける一方、それ以外の住民は失われた税収分の行政サービスの低下を甘受する不公平感が生じてしまいます。
- 住民税は自治体固有の財源であり、その地域の行政施策に使われることが本来のありべき姿です。大田区を含めた特別区では、待機児童解消や防災・減災対策、生活保護など、大都市特有の様々な需要を抱えています。それらに対応するためにも住民税は極めて貴重な財源です。
- 以上のような不合理な偏在是正を目的とした制度改正等について、大田区は特別区長会を通じて国などへ適切な主張をし、自治体間で財源の奪い合いを行うのではなく、東京都を含む全国各地域がともに発展・成長しながら共存共栄できるよう、働きかけをしていきます。

## 2 財政指標でみる区財政の状況

### (1) 経常収支比率※6

- 財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度比で 2.4 ポイント改善し、79.7%となりました。
- これは、特別区税や地方消費税交付金の増により、歳入経常一般財源が増加となったことなどによるものです。

経常収支比率の推移（平成 18～27 年度）



#### 【用語解説】 経常収支比率※6

人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標です。

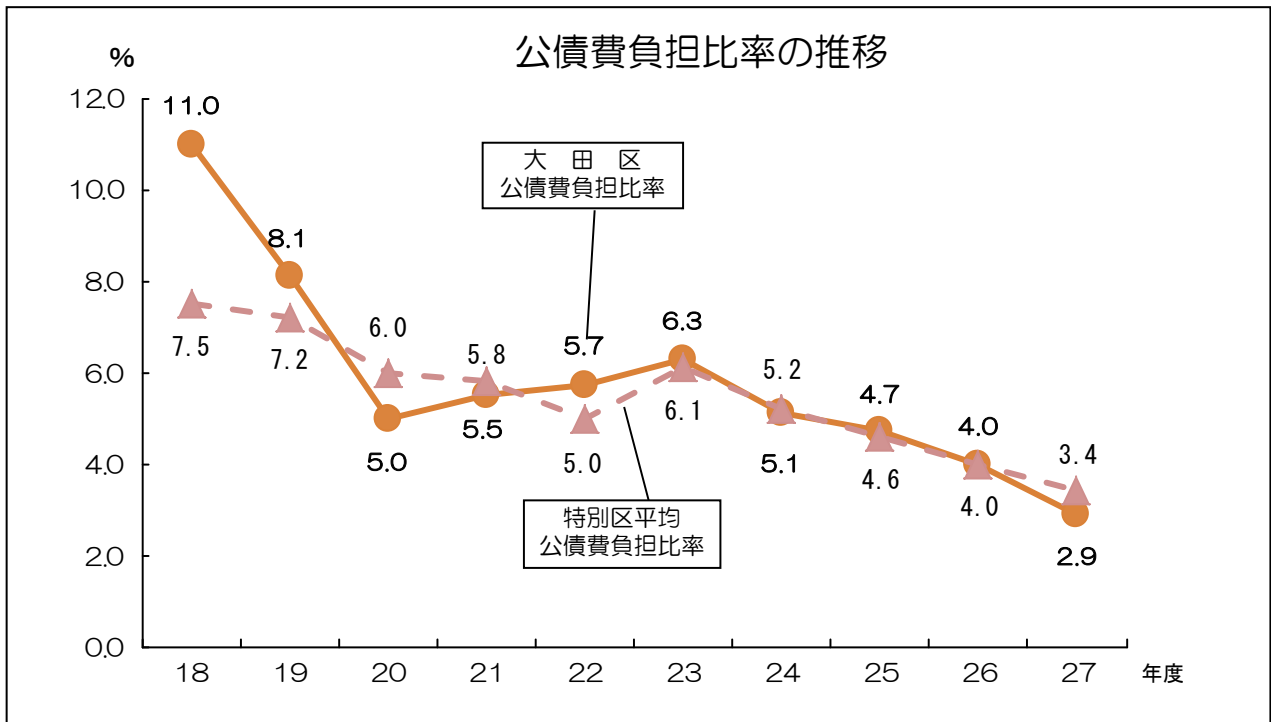
経常収支比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していくこととなります。経常収支比率が 100%を超えるということは、安定的な収入が見込まれる経常一般財源では義務的な経常経費すら賄えなくなっていることを意味し、不健全な財政状況を示していることとなります。

一般的には 70～80%が適正水準といわれていますが、インフラの集中的な整備が求められた時代に旧自治省が設定した数値で、現在のようにインフラの整備が一定程度進んだ中では、その水準は現状にそぐわないという意見もあるところです。そのため大田区では、「おおた未来プラン 10 年(後期)」での経常収支比率の目標値を「80%台の維持」と掲げております。

## (2) 公債費負担比率※7

- 公債費に係る財政負担の大きさを示す公債費負担比率は、前年度比で 1.1 ポイント改善し、2.9%となりました。
- これは、近年の特別区債の発行抑制と順調な元金償還によるものです。

### 公債費負担比率の推移（平成 18～27 年度）



#### 【用語解説】公債費負担比率※7

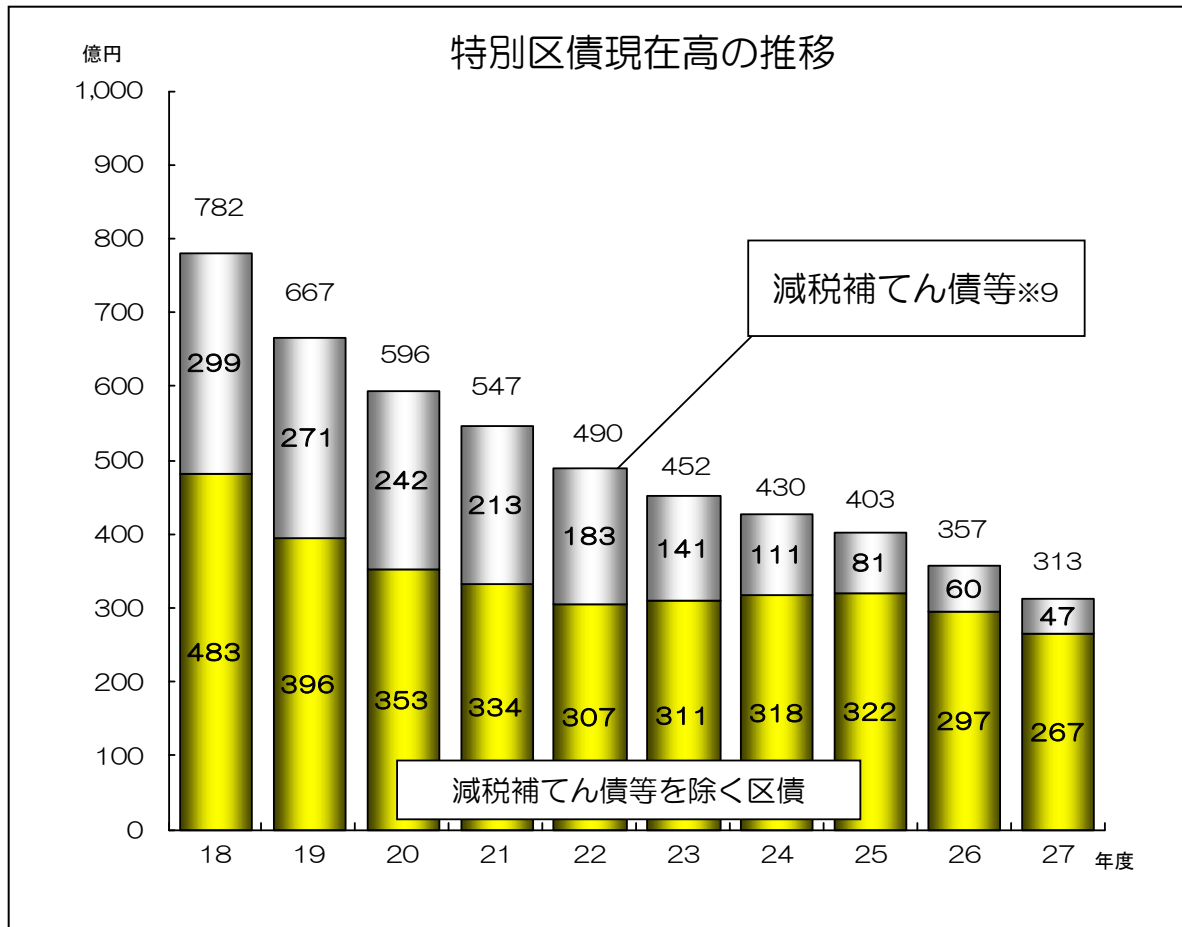
公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標です。

義務的経費である公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。

### (3) 特別区債残高（普通会計債※8）

- 特別区債残高は、前年度比で44億円減少し、313億円となりました。
- 残高の推移を見ると、着実に減少させていることが分かります。今後、老朽化した公共施設の改築等が集中する時期に備え、発行余力を蓄えています。

#### 特別区債残高の推移（平成18～27年度）



#### 【用語解説】普通会計債※8

普通会計決算における特別区債現在高は、市場公募債や銀行等引受債の満期一括償還の財源に充てるため、定時償還相当額として減債基金に積み立てた額などを除いたものです。よって、一般会計決算における特別区債残高と一致しません。

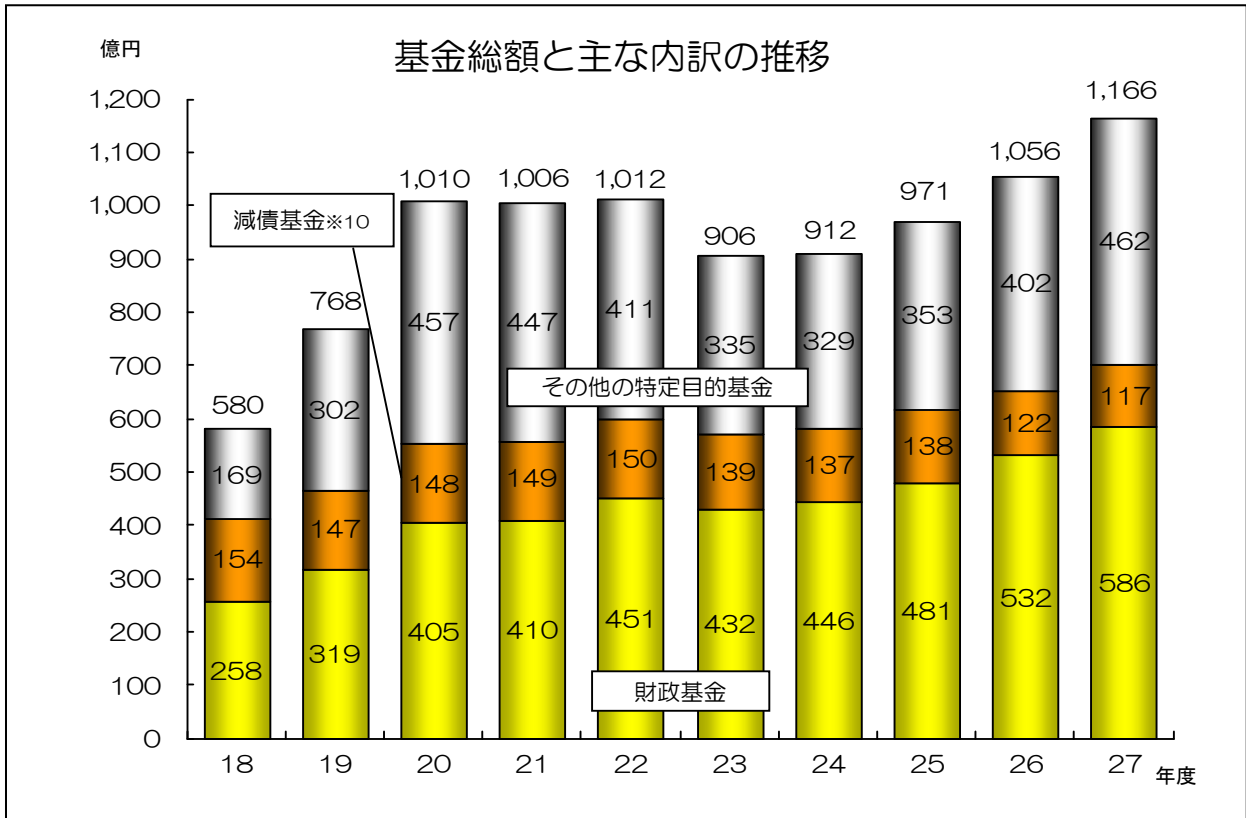
#### 【用語解説】減税補てん債等※9

国が景気対策として行った個人住民税等に係る減税に伴う地方公共団体の減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例として発行するもので、一般財源として、公共施設等の建設に要する経費以外の経費にも充当できる区債です。平成19年度地方債計画において皆減となっています。

## (4) 積立基金残高

- 積立基金残高は、前年度比で110億円増加し、1,166億円となりました。
- そのうち、財政基金が54億円増加しており、平成26年度決算の剰余金に伴うもの(53億円)が主な要因です。

### 積立基金残高の推移(平成18~27年度)



(単位: 億円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主なその他の特定目的基金	163	266	411	406	376	329	322	348	398	459
羽田空港対策積立基金	28	88	169	170	171	171	171	172	172	172
公共施設整備資金積立基金	135	178	242	236	205	158	146	166	211	267
新空港線整備資金積立基金	-	-	-	-	-	-	5	10	15	20

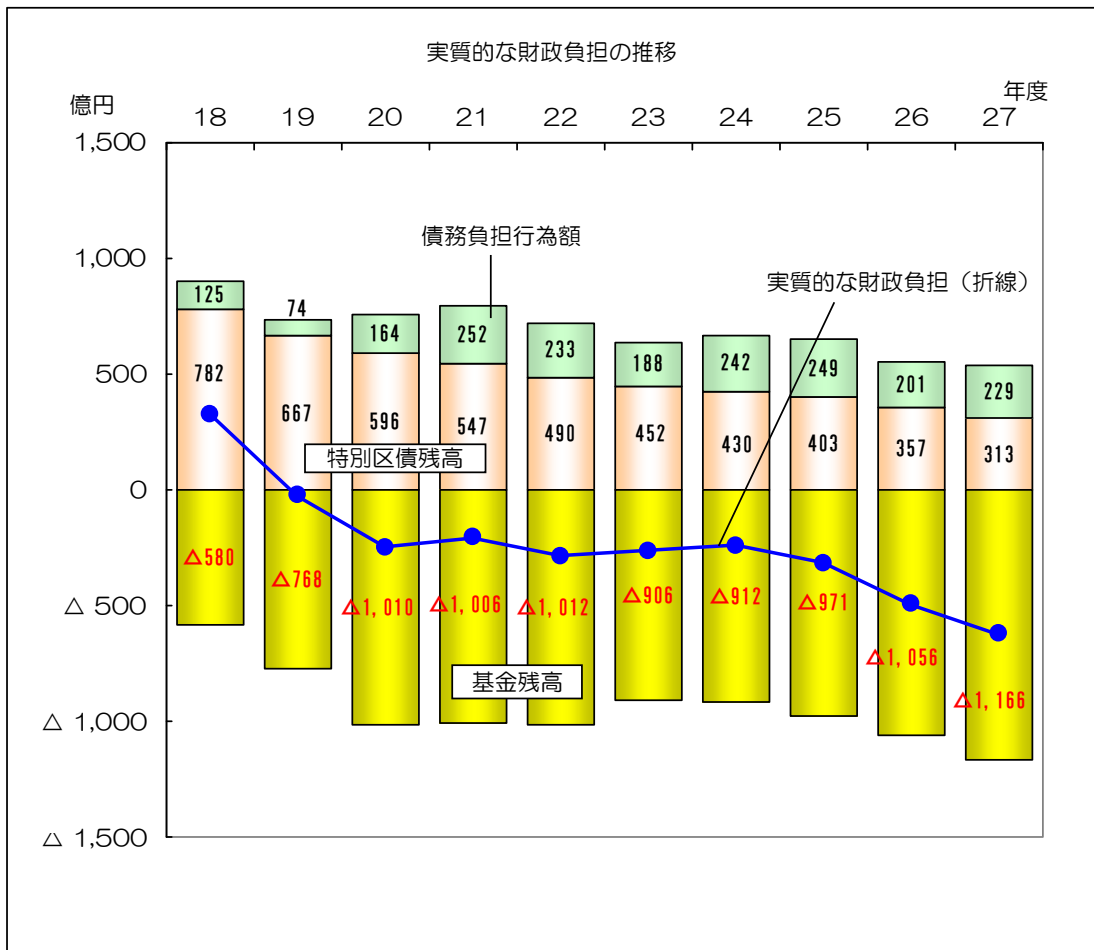
#### 【用語解説】減債基金※10

地方債の償還のための資金を基金として積み立てることにより、長期にわたり財政負担の平準化を図るものです。なお、普通会計決算において、市場公募債や銀行等引受債の満期一括償還の財源に充てるために積み立てた額は、公債費として計上することとされています。よって、一般会計決算の減債基金残高と一致しません。

### (5) 実質的な財政負担

- 特別区債残高に債務負担行為※11 額を加え、基金残高を減じた実質的な財政負担は、前年度比で126億円減少し、平成19年度以降マイナスになっています。
- 今後は老朽化に伴う施設の更新等の需要が多く見込まれます。引き続き、実質的な財政負担を意識した財政運営を行なっていく必要があります。

実質的な財政負担の推移（平成18～27年度）



(単位：億円)

項目	年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
債務負担行為現在高		125	74	164	252	233	188	242	249	201	229
区債残高		782	667	596	547	490	452	430	403	357	313
基金残高		580	768	1,010	1,006	1,012	906	912	971	1,056	1,166
実質的な財政負担		<b>327</b>	<b>△27</b>	<b>△251</b>	<b>△207</b>	<b>△289</b>	<b>△266</b>	<b>△240</b>	<b>△319</b>	<b>△497</b>	<b>△623</b>

【用語解説】債務負担行為※11

数年度にわたる建設工事を一括して契約する場合や、公社等の借入れに対する債務保証を行うなど、後年度において支出の義務を負う際に、翌年度以降行うことができる負担額の上限をあらかじめ決定しておく制度をいいます。

### 3 健全化判断比率で見る区財政の状況

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を客観的に表す指標である健全化判断比率の公表が定められています。

大田区の平成27年度決算による比率は以下のとおりであり、いずれも健全な状況にあることを示しています。

#### 健全化判断比率の状況

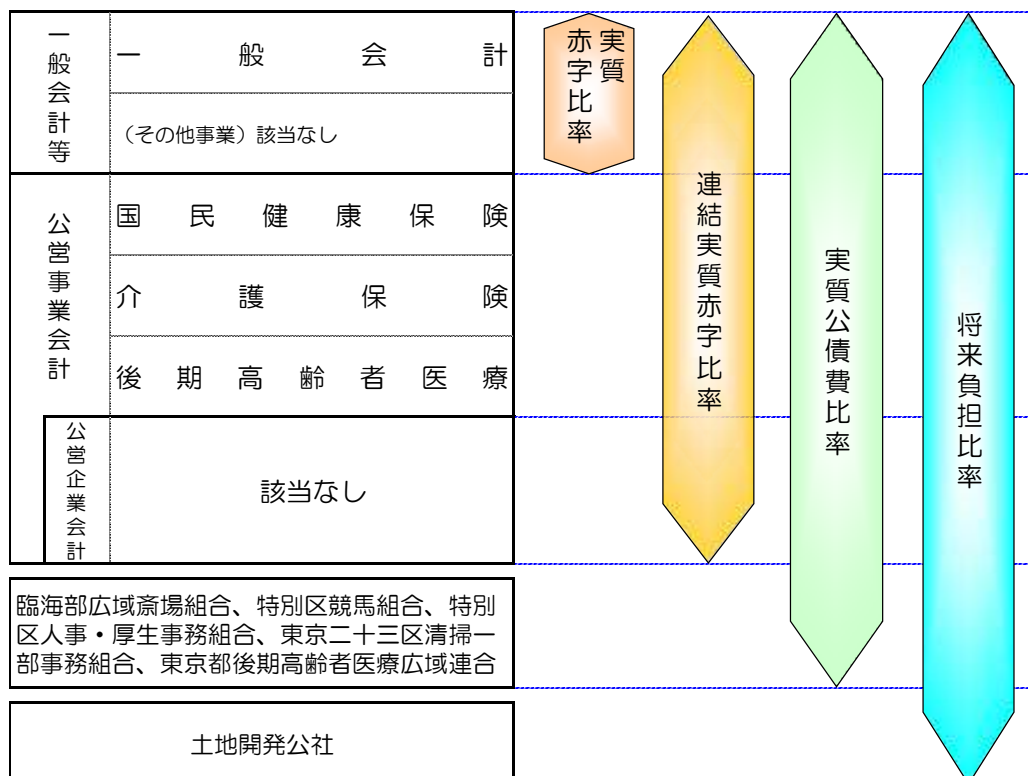
(単位：%)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成27年度決算		- (黒字)	- (黒字)	-1.7	- (黒字)
(参考)	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

早期健全化基準を超えた場合、早期健全化計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。

財政再生基準を超えた場合、財政再生計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として、地方債の起債ができません。

#### 会計区分と財政健全化比率の対象範囲





### (1) 実質赤字比率

- 「一般会計等」を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 平成27年度の実質赤字比率は黒字のため、「－」となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \left[ \begin{array}{l} ※ \text{ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『－』です。} \end{array} \right]$$

### (2) 連結実質赤字比率

- 「一般会計等」の実質赤字額に国民健康保険等の公営事業会計の資金不足額の合計を加えた、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 平成27年度の連結実質赤字比率は黒字のため、「－」となります。

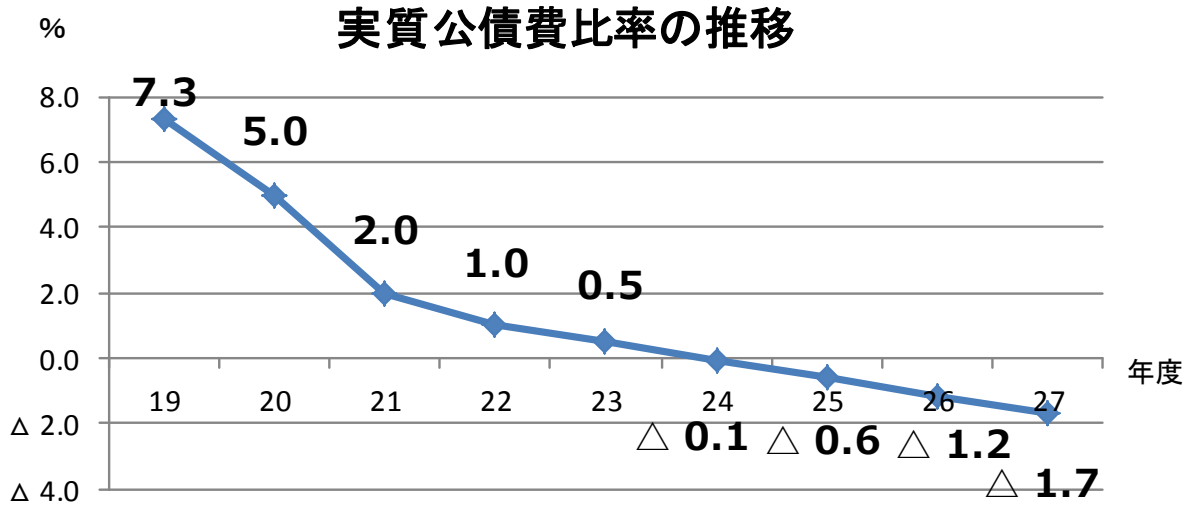
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \left[ \begin{array}{l} ※ \text{ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『－』です。} \end{array} \right]$$

### (3) 実質公債費比率

- 元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。
- 平成27年度の実質公債費比率は、△1.7%となりました。
- なお、地方交付税制度の下では、償還金の一定割合を基準財政需要額に積上げます。区は地方交付税制度の対象団体とはなっていませんが、全国一律の比較を可能にするため、地方交付税制度における需要額に積める金額を算出し、分母・分子両者から控除しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} (\text{3か年平均}) \\ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}$$

<実質公債費比率の推移（平成 19～27 年度）>



早期健全化基準が 25.0%以上とされますので、健全な状況を維持しているといえます。

#### （４）将来負担比率

- 特別区債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額など、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
- 平成 27 年度の将来負担比率は△123.2%となり、指標としては『-』表記となります。早期健全化基準が 350.0%以上とされているので、実質公債費比率と同様、健全な状況を維持しているといえます。
- 将来負担比率は、交付税制度のもとで算定した場合に、基準財政需要額に算入される額について、地方公共団体の負担から控除するための数値となります。特別区においては、交付税の交付を受けていないため、総務大臣が便宜上の数値を算定し、区に提示することとしています。これを『総務大臣が定める額』といい、財政分析を行う際に、全国の類似団体で比較できるよう、こうした措置が行われています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$